郡山市住生活基本計画推進会議設置要綱

令和８年11月11日制定

［建設構想部住宅政策課］

（設置）

第１条　郡山市住生活基本計画（以下「計画」という。）の推進を図るため、郡山市住生活基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画に関すること。

(2) 計画の推進に関すること。

(3) その他計画の推進に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長には郡山市副市長の事務分担等に関する規則（令和７年郡山市規則第37号）第２条に規定する建設構想部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

３　副会長には建設構想部長をもって充てる。

４　委員には、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

５　会長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

６　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

３　会議は、文書による回議をもって代えることができる。

（幹事会）

第５条　第２条の事務に必要な事項について専門的に調査及び検討を行うため、推進会議に幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって充てる。

３　幹事長には住宅政策課長をもって充てる。

４　幹事には、別表第２に掲げる課に属する職員のうちから協議内容に応じ幹事長が定める者により構成する。

５　幹事会の会議は、幹事長が招集し幹事長が議長となる。

（庶務）

第６条　推進本部及び幹事会の庶務は、建設構想部住宅政策課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年11月13日から施行する。

別表１（第３条関係）

総務部次長、政策開発部次長、財務部次長、税務部次長、市民部次長、文化スポーツ観光部次長、環境部次長、保健福祉部次長、こども部次長、農商工部次長、建設構想部次長、都市構想部次長、教育総務部次長、学校教育部次長、上下水道局次長

別表２（第５条関係）

総務法務課、未来創造課、財政課、市民税課、市民・ＮＰＯ活動推進課、文化振興課、環境政策課、保健福祉総務課、こども総務企画課、農業政策課、道路計画課、都市政策課、教育総務部総務課、学校教育部学校管理課、上下水道局総務課